

コミュニティ施設の設置に伴う関係条例の整備について

1. コミュニティ施設の設置及び管理に関するもの

NO.	例 規 名	区 分	担 当 課	備 考(概要等)
1	コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例	制定	地域コミュニティ課	
2	あじさい館設置及び管理に関する条例	廃止	介護長寿課	NO.1の条例に一本化するものとして廃止
3	福祉館設置及び管理に関する条例	廃止	介護長寿課	NO.1の条例に一本化するものとして廃止
4	働く女性の家の設置及び管理に関する条例	廃止	市民課	NO.1の条例に一本化するものとして廃止
5	旧地区公民館設置及び管理等に関する条例	廃止	生涯学習課	NO.1の条例に一本化するものとして廃止
6	公の施設の使用料等に関する条例	改正	検査管財課	

2. 公民館の組織運営に関するもの

7	公民館設置及び管理等に関する条例	改正	生涯学習課	組織、事業及び拠点となる施設の所在を位置付ける。会議室等の貸館規定は、NO.1の条例に移行する。
---	------------------	----	-------	--

3. その他

8	議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例	改正	検査管財課	
9	公共施設の暴力団等排除に関する条例	改正	総務課	
10	図書館条例	改正	生涯学習課	図書館分館の位置を見直すもの
11	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例	改正	総務課	
12	かすみがうら市千代田講堂設置及び管理に関する条例	廃止	検査管財課	現・千代田公民館施設に併せて廃止する。